

沖縄県振興審議会部会運営方法等について（案）

平成28年〇月〇日
 沖縄県振興審議会会長決定
 正副部会長合同会議確認

沖縄21世紀ビジョン基本計画（以下、「基本計画」という。）改定（案）の調査審議に関し、沖縄県振興審議会（以下、「県審議会」という。）に設置された部会の運営方法等は、沖縄県振興審議会規則（昭和47年沖縄県規則第121号）等に定めるもののほか、以下のとおりとする。

1 部会の所掌事務及び担当部（課）について

部会の所掌事務等については、表.1のとおりとする。

部会名	所掌事務	担当部（課）
総合部会	基本方針、経済社会、財政、土地利用、米軍基地問題、県民生活等に関する事	企画部（企画調整課）
産業振興部会	情報通信関連産業、商工業、科学技術、産業人材育成（他部会の所掌に属するものを除く）、雇用、エネルギー等に関する事	商工労働部（産業政策課）
観光・交流産業部会	観光・リゾート産業、文化、スポーツ、交流等に関する事	文化観光スポーツ部（観光政策課）
農林水産業振興部会	農林水産業等に関する事	農林水産部（農林水産総務課）
離島過疎地域振興部会	離島過疎地域の振興、定住条件の整備等に関する事	企画部（地域・離島課）
環境部会	公害防止、廃棄物対策、環境保全、自然景観の保全等に関する事	環境部（環境政策課）
福祉保健部会	社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関する事	子ども生活福祉部（福祉政策課） 保健医療部（保健医療政策課）
学術・人づくり部会	教育・人材育成、歴史、学術等に関する事	企画部（企画調整課） 教育庁（総務課）
基盤整備部会	県土構造、都市整備、交通体系（基盤・ネットワーク・コスト）、情報通信体系（基盤・ネットワーク・コスト）、水資源、災害、景観形成・風景づくり等に関する事	土木建築部（土木総務課） 企画部（交通政策課） 企画部（総合情報政策課）

表.1「部会の所掌事務及び担当部（課）」

2 部会の運営について

(1) 目的

部会は、基本計画改定（案）に関して、その所掌する事務の調査審議を行い、最終的にこ

れらをとりとまとめて、県審議会へ報告する。

(2) 議題(調査審議事項)の設定及び会議の開催

ア 各部会は、部会所掌事務に沿って、部会開催ごとの議題を設定し、当該議題についての調査審議を行う。

イ 議題については、部会長と部会担当部(課)で調整のうえ、部会長が決定する。

ウ 会議日程については、概ね次のとおりとするが、調査審議の状況などを踏まえ、部会長と部会担当部(課)で調整のうえ、部会長が決定する。

平成29年1月から3月上旬頃までに3回程度

1回目 平成29年1月中旬

2回目 2月上旬

3回目 3月上旬

エ 会議は、議題及び日程の決定後、部会長が招集する。

オ 会議の開催については、原則として開催2週間前までに、開催日、議題、意見書提出期限、その他必要事項を示して、当該部会に所属する委員及び専門委員あて、部会長が通知する。

カ 部会長は、当該部会に所属していない委員及び専門委員あて、前記オに則して、部会開催の案内を行う。

(3) 部会への意見書提出

委員及び専門委員は、議題に沿った意見書(別添3)を、原則として会議開催1週間前までに、部会担当部(課)を通じて部会に提出することができる。

(4) 所属していない部会への出席等(沖縄県振興審議会運営要綱第4条)

ア 委員及び専門委員は、所属していない部会に出席し、意見を述べることができる。

イ 所属していない部会への参加を希望する委員及び専門委員は、原則として当該部会が開催される1週間前までに、「部会出席許可申請書(別添4)」を、部会担当部(課)を通じて部会長へ提出し、その許可を得なければならない。

ウ 「部会出席許可申請書」の提出を受けた部会長は、申請内容を確認のうえ、出席の可否を判断し、結果を部会担当部(課)を通じて、提出した委員及び専門委員へ通知する。

(5) 会議の方法

ア 部会に所属する委員及び専門委員は、議題に沿って調査審議を行う。

イ 会議の議事進行は、部会長が勤め、運営は部会担当部(課)が行う。なお、企画調整課はその補助を行う。

ウ 原則として、会議ごとに議題を完結するものとし、それを踏まえた県の対応状況等については、部会の最終会議において審議する。

(6) 審議結果のとりまとめ

- ア 原則として、部会の最終会議で県の対応状況等を審議し、とりまとめを行う。
- イ 審議結果のとりまとめについては、原則として、当該部会に所属する委員及び専門委員で行う。
- ウ 各部会の審議結果については、各部会の部会長及び副部会長で構成する「正副部会長合同会議」で全体的な調整を行ったうえ、県審議会に各部会長から報告する。

3 会議の公開について

会議は、原則として公開とする。
ただし、部会長の判断により非公開とすることができる。

4 その他

上記のほか、運営方法等に関しては、部会長、部会担当部(課)及び企画調整課で協議のうえ、対応する。

5 参考資料

- 別添1 沖縄県振興審議会等の主な日程案
- 別添2 沖縄21世紀ビジョン基本計画改定(案)に対する調査審議の進め方フロー図
- 別添3 意見書様式
- 別添4 部会出席許可申請書
- 別添5 沖縄県振興審議会部会担当部(課)連絡先一覧